

# FO-002: 植林活動

## 【吸収方法】

- 森林の定義を満たしていない土地で植林活動を実施することで、地上部・地下部バイオマスが増加することにより吸収量を確保する。

## 【適用条件】

- ① 地域森林計画や市町村森林整備計画等に含まれる樹種の植林活動であること。
- ② 森林の定義を満たしていない土地(2013年3月31日時点)で実施されること。
- ③ 検証申請時まで、プロジェクト実施地が森林経営計画に含まれること。

## 【ベースライン 吸収量の考え方】

- 植林活動前(ベースライン)の吸収量は0とする。  
※植林活動前の草地、農地(田、畑地)等は、日本国温室効果ガスインベントリ上、バイオマスの吸収量が計上されないため。

## 【主なモニタリング項目】

- 植林活動が実施された樹種・林齢別の面積
- 植林活動が実施された森林の地位(樹高の計測により特定される、林地の生産力を示す指数)

## 【方法論のイメージ】

